

「SHD 心エコー図認証医」制度規約

第一条 目的

一般社団法人日本心エコー図学会（以下、「本会」という）が認証するところの「SHD 心エコー図認証医制度」は Structural Heart Disease（以下、SHD）診療のための心エコー図に熟達した医師の養成とその生涯教育を通じてSHDのカテーテル治療の成績向上に寄与することを目的とする。

第二条 名称と資格

本資格の名称は「SHD 心エコー図認証医」とする（英語名:Board Certified Echocardiographer for Structural Heart Disease、BCESHD）。この資格は、SHD の心エコー図診断に卓越した能力を示し、また SHD のカテーテル治療が円滑かつ安全に行われるために心エコー図を用いて適切な情報を与えることができることを示す。なお SHD に対するカテーテル治療は多岐にわたることから、本資格は SHD に対する心エコー図検査施行者としての基本的要件を満たすことを示すものであり、デバイスおよび治療法ごとの特殊なトレーニングの必要性を否定するものではない。

第三条 運営

この資格制度の維持と運営は、本会 SHD のための心エコー図適用検討委員会があたる。

第四条 認定

理事長は本会が定める「SHD 心エコー図認証医」の要件を満たしたものに対して、理事会および評議委員会の承認を経て「SHD 心エコー図認証医」の認証書を交付する。

第五条 認証要件

本会が認証する「SHD 心エコー図認証医」を目指す者は、心不全の臨床に精通しており、SHD の経胸壁心エコー図検査および経食道心エコー図検査について精通していること。また、本会主催の「Structural Heart Disease 診療のための心エコー図研修会」を過去 3 年以内に一度以上受講していることを要件とする。なお、本会会員には限らない。

第六条 申請書類

認証申請のための書類は、別途、審査申請要項にて定める。

第七条 申請料および審査

申請は毎年 8 月の年 1 回とする。申請に際しては申請料として 10,000 円を本会に納めること。審査と認証の可否については、SHD のための心エコー図適用検討委員会があたる。可否基準についての個々の問い合わせには応じない。認証が認められたものについては定められた期日までに認証料（10,000 円）を添えて本会に提出すること。

第八条 認証更新と更新料

SHD 心エコー図認証医は認証医としてのレベルを維持するために 5 年ごとに更新審査を受けなければならない。

1. 更新の要件

SHD 心エコー図認証医は、本会主催の「Structural Heart Disease 診療のための心エコー図研修会」を認証後の 5 年間（認定期間中）に二回以上受講することで更新資格を得るものとする。

2. 申請方法

定められた期日までに更新申請書類に更新料 10,000 円を添えて本会に提出する。申請

書類は、別途、更新審査申請要項にて定める

3. 更新の猶予について

原則として認めない。3年以上の長期留学、長期療養等の勘案すべき個々の事情についてはSHDのための心エコー図適用検討委員会で検討する。

4. 資格喪失と再取得について

期日までに更新手続きを完了できなかった場合には資格を喪失する。資格喪失後は、新たに認証申請を行い、審査により認められなければ資格の再取得はできない。

第九条 改廃

この規約の改廃は、理事会の承認を受けなければならない。

以上

この規程は、平成25年8月1日より施行

改定 平成26年10月15日

改定 平成28年3月31日

改定 平成29年2月1日